

## 「介護保険 住所地特例対象施設 入退所連絡票」の送付について

平素から介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、介護保険では住所地の市町村が保険者となるのが原則となりますが、介護保険施設等の所在する市町村の財政に配慮するため、特例として、入所者は、入所前の市町村の被保険者となるしくみ（住所地特例）を設けております。（介護保険法第13条）

そのため、市外にお住いの方が施設に入所し、住民票の転入届を施設住所にした場合、ひきつづき、前の市町村が保険者となることから、千葉市と前の市町村の介護保険担当課への「住所地特例施設入退所連絡票」の届け出をお願いしております。（退所時と同じ）つきましては、お手数ですが下記のとおり、届出の程お願いいたします。

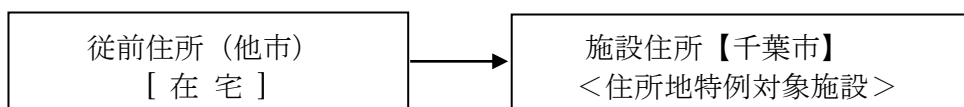
### <対象となる施設>

- (1) 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）
- (2) 特定施設
  - ・ 有料老人ホーム
  - ・ サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームに該当するもの)
  - ・ 軽費老人ホーム、ケアハウス
- (3) 養護老人ホーム

### <適用例>

#### 1 市外からの施設入所 -----> 「入所連絡票」

（他市）から【千葉市】の施設に入所する場合 保険者は（他市）



- ① 被保険者証の確認<施設>  
施設は、入所する前に、被保険者の（他市）「被保険者証」を確認します。  
※入所日と転入日を同じ日で行うよう伝えてください。
- ② 転出届、住所地特例適用届の届出被保険者  
被保険者は、「転出届」の他「住所地特例適用届」を（他市）に届出します。
- ③ 転入届の届出被保険者  
被保険者は、「転入届」を【千葉市】（区役所市民総合窓口課等）に届出します。
- ④ 施設入所連絡票の送付<施設>  
施設は、入所したら転入日を再度確認の上、【千葉市】（区介護保険室）のほか（他市）の介護保険課宛てに「施設入所連絡票」を送付します。
- ⑤ 他市町村住所地特例者連絡票の送付【千葉市】  
【千葉市】は（他市）に「他市町村住所地特例者連絡票」を送付。
- ⑥ 被保険者証の書き換え・交付（他市）

(他市)は、被保険者に住所(施設住所)を書き換えた「被保険者証」を郵送。  
※<施設>は、新しい「被保険者証」を確認します。認定有効期間に注意します。

## <退所の場合も届出が必要になります。>

2 施設から他の施設へ入所 -----> 「退所連絡票」

3 施設から退所(自宅)、または死亡-----> 「退所連絡票」

## <提出方法>

千葉市では、窓口、郵送での届け出のほか、電子申請(ちば電子申請サービス)でも届出が可能ですので、ご協力のほどお願いいたします。

(電子申請) [https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=8829](https://s-kantan.jp/city-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8829)



### 【参考】介護保険法

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)

**第十三条** 次に掲げる施設(以下「住所地特例対象施設」という。)に入所又は入居(以下この条において「入所等」という。)をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者(第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この条において「住所地特例対象被保険者」という。)であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村(当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設(以下この項及び次項において「現入所施設」という。)に入所等をする直前に入所等をしてきた住所地特例対象施設(以下この項において「直前入所施設」という。)及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入所被保険者」という。)については、この限りでない。

一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム

2 (略)

3 住所地特例対象被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村及び当該住所地特例対象被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

千葉市役所介護保険管理課 電話043-245-5061  
※届出は、各区の保健福祉センター介護保険室へ